

令和4年12月26日

第30回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和4年12月26日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第30回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	局長	濱川龍一
	庶務係	主任	小島祐子
	農地係	主事	篠原司

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

細山議長 定刻になりましたので、ただ今から第30回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、16名全員であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案1件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同 議長指名

細山議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

8番・井川委員、15番・坂本委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

ここで暫時休憩いたします。

(16番・細山委員 退室。休憩中に議長を川合会長代理と交代)

(休憩時間 午後1時31分～午後1時32分)

川合議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長に代わって私が議事を取り進めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 議長、番外

川合議長 はい、番外

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和4年12月26日提出、余市町農業委員会会長 細山 正己。

和4年12月19日、曾我委員、村井委員、山本委員の3名で調査を行って
ございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条
第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、離農するため所有農地を譲り渡すもの、譲
受人、経営規模を拡大するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、9ページに記載しております。

続きまして、申請番号5番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■町■■■
■番地■■■、■■■■■■■、譲受人、余市町■■町■■■■番地■、■■■■■。

申請農地、■町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆
で合計面積■■■■■■■㎡。調査年月日及び調査委員につきましては、令和
4年12月19日、山本委員、村井委員、曾我委員の3名で調査を行ってご
ざいます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条
第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営規模を縮小するため所有農地の一部を
譲り渡すもの、譲受人、経営規模を拡大するため農地を譲り受けるものでご
ざいます。

農地法第3条調査書につきましては、10ページに記載しております。

5ページをお開き願います。

続きまして、申請番号6番、申請人住所氏名、貸主、余市町■町■■■番
地、■■■■■、借主、余市町■■町■■丁目■番地■、■■■■■。

申請農地、■町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆で
合計面積■■■■■■■㎡。調査年月日及び調査委員につきましては、令和4
年12月20日、土居委員、片山委員、坂本委員の3名で調査を行ってご
ざいます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条
第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、借受人の希望により所有農地の一部を使用貸
借するもの、借主、経営規模を拡大するため農地を借り受けるものでござい
ます。

農地法第3条調査書につきましては、11ページに記載しております。

続きまして、申請番号7番、申請人住所氏名、貸主、余市町■町■■■番
地、■■■■■、借主、余市町■■町■■■番地、■■■■■。

申請農地、栄町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■
筆で合計面積■■■■■■■㎡。調査年月日及び調査委員につきましては、令
和4年12月20日、土居委員、片山委員、坂本委員の3名で調査を行って
ございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条
第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、後継者へ経営移譲するため所有農地を使用貸借するもの、借主、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、12ページに記載しております。

続きまして、申請番号8番、申請人住所氏名、貸主、余市町■町■■■■番地■、■■■■、借主、余市町■町■■■■番地■、■■■■。

申請農地、■町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆で合計面積■■■■■■m²。調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年12月20日、土居委員、片山委員、坂本委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、後継者へ経営移譲するため所有農地を一括使用貸借するもの、借主、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、13ページに記載しております。

以上8件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川合議長 　ただ今の説明に関連して、申請番号1番、2番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 　はい、議長。

川合議長 　はい、14番・金子委員。

14番 　申請番号1番から2番までの農地法第3条の規定による許可申請について、12月19日、事務局を含め、井川委員、石岡委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、貸主が後継者の借主に経営移譲するため、所有農地を一括使用貸借するものです。

申請番号2番については、譲渡人が財産処分のため、譲受人に所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号1番と2番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

川合議長 　続きまして、申請番号3番につきまして、現地調査を行った地区担当委

員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番 議長、1番。

川合議長 はい、1番・村井委員。

1 番 申請番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月19日、事務局を含め、曾我委員、山本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号3番については、貸主が配偶者の借主に経営移譲するため、所有農地を一括使用貸借するものです。

調査の結果、申請番号3番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

川合議長 続きまして、申請番号4番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 はい、議長。

川合議長 はい、12番・曾我委員。

12番 申請番号4番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月19日、事務局を含め、村井委員、山本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号4番については、譲渡人と経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号4番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

川合議長 続きまして、申請番号5番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 はい、13番山本。

川合議長 はい、13番・山本委員。

13番 申請番号5番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月19日、事務局を含め、村井委員、曾我委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号5番については、譲渡人と経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号5番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

川合議長 続きまして、申請番号6番から8番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番 議長、6番。

川合議長 はい、6番・土居委員。

6番 申請番号6番から8番までの農地法第3条の規定による許可申請について、12月20日、事務局を含め、片山委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号6番については、貸主が経営規模を拡大する借主に所有農地の一部を使用貸借するものです。

申請番号7番については、貸主が後継者の借主に経営移譲するため、所有農地を使用貸借するものです。

申請番号8番については、貸主が後継者の借主に経営移譲するため、所有農地を一括使用貸借するものです。

調査の結果、申請番号6番から8番までについては、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

川合議長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号1番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号2番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号3番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号4番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

3 番 はい、議長。

川合議長 はい、3番・片山委員。

3 番 あの、農機具の方を見たら、スピードスプレーヤーが入ってないんですけども、防除の方は大丈夫なんでしょうか。

川合議長 はい。

濱川局長 議長、番外。

川合議長 はい、番外。

濱川局長 3番・片山委員のご質問でございます。防除の関係でございますが、この件につきましては現地調査の当日の日もですね、調査委員の方々からご質問がございました。こちらにつきましては、地域の方々と協力して防除をやるということを確認してございますので、防除の件につきましては大丈夫ということで申請者の方から確認をとっているところでございますので、ご理解

の程よろしくお願ひいたします。

川合議長 片山委員、ご理解いただけましたか。

3 番 はい。

川合議長 それでは、他に何かご異議ございませんでしょうか。

13 番 はい、議長。

川合議長 はい、13番・山本委員

13 番 今回の防除スプレーヤーの件で、昨日ちょうど防除組合、実行組合の集まりがありましたので、その時にまた再度、防除組合の方に確認を取りましたところ、防除組合の方に加盟して一緒に共同でスプレーを使うということを確認しましたので、ご報告いたします。

川合議長 はい、ありがとうございます。
他にご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号4番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号5番につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号5番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号6番につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号6番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号7番につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号7番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号8番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

川合議長 ご異議がないようですので、申請番号8番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(16番・細山委員 入室。休憩中に議長を細山会長と交代)

(休憩時間 午後1時53分～午後1時54分)

細山議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

以上、本日ご提案申しあげました案件は、全て終了いたしましたので、第30回総会を閉会いたします。

皆様、ご苦勞様でございました。

(閉会宣言の時刻 午後1時55分)

(本会議所要時間 23分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議 長 余市町農業委員会 会長代理

議事録署名委員 余市町農業委員 8 番

議事録署名委員 余市町農業委員 15 番